

島根地方最低賃金審議会
島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会
第2回会議 議事録 非公開

- 1 日 時 令和6年10月17日(木) 午後1時13分～午後4時43分
- 2 場 所 島根労働局専用大会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席3名 定数3名
労働者代表委員 出席3名 定数3名
使用者代表委員 出席3名 定数3名
- 4 主要議題 ○最低賃金基礎調査結果(各業種部分)について
○設定様式について
○金額審議

(疎明資料配布)

【部会長】 ただいまから、令和6年度島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会第2回会議を開会します。部会長の小田川でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず事務局は本日の配付資料の確認をしてください。

【指導官】 本日、各委員の皆様にお配りしております資料につきまして、ご確認をお願いいたします。

本日は、会議次第が1枚。会議資料としまして赤いインデックスナンバー1からナンバー3を綴じたものをお配りしていますので、ご確認をお願いします。

資料ナンバー1が1枚もので、設定様式。資料ナンバー2が1枚もので、令和5年度特定最低賃金改定状況です。資料ナンバー3が2枚もので、島根県最低賃金及び島根県の特定最低賃金の年次別推移となっております。

その他、参考資料として「賃金未満率・影響率に係るサンプル数・復元後

労働者数」の1円刻みの表をお配りしています。

また、1枚もので9月19日の合同会議でお配りした資料その1青色インデックスナンバー2の差し替えを置いております。以上です。

(資料確認)

【部会長】 事務局から委員の出席状況と公開状況について、報告してください。

【指導官】 報告します。本日は、全員のご出席をいただいております。最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、本日の会議は定足数を満たしており、有効に成立しますことをご報告いたします。

また、本日の会議の公開につきましては、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに10月9日から10月15日まで掲示いたしましたが、傍聴の申込みがありませんでしたので、併せてご報告します。

【部会長】 傍聴人はいらっしゃいませんが、本日の会議及び議事録は公開としております。

9月19日開催の専門部会合同会議において決定しておりますとおり、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、専門部会運営規程第5条第1項但し書きにより、それ以降の会議は非公開の扱いとなりますが、会議を非公開とする部分は議事録も専門部会運営規程第6条2項により非公開、同条第3項により議事要旨を公開することとします。

【部会長】 それでは、議事次第に入ります。

事務局は、会議次第2の最低賃金に関する基礎調査結果、各業種部分について、前回の合同会議では共通部分の説明でしたので、各論部分を説明して下さい。

【指導官】 私から、今年度行いました島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、以下、電気と言いますが、電気に係る基礎調査結果についての主な点をご説明いたします。

調査結果の詳細につきましては、9月19日に開催しました合同部会の部会別資料、青いインデックスナンバー1からナンバー3をご覧ください。この中の青いインデックスナンバー2「令和6年最低賃金に関する基礎調査結果報告書」によりご説明いたします。

最初に資料の3ページ第2表をご覧ください。設定しております電気の適用業種につきまして、事業所数及び労働者数を見ますと、3ページ第2表の下のところにカッコ参考として記載しておりますとおり67事業所で8,042人となっております。このうち、今回調査を行った事業場数及び労働者数は、資料同じく3ページの下部分の第3表のとおり、事業所規模が99人以下のところでは60事業所に調査票を発送し、45事業所から回答がありました。このうち、調査対象外となる規模外と廃止を除いた43事業所において集計を行い、その調査結果を取りまとめております。

次に、賃金の分布をみていきたいと思っております。

まずは、資料7ページをご覧ください。図1として調査対象の全産業の合計についての賃金分布を横向きの棒グラフにしたものがございます。こちらをご覧くださいますと、時間換算1,100円以上の割合は54.8%となっております。1,100円未満は45.2%となっております。

次に資料の11ページをご覧ください。図2として横向きの棒グラフがございしますが、こちらは、電気についての賃金分布となっております。

こちらをご覧くださいますと、時間額1,100円以上の割合は53.7%で、1,100円未満は46.3%となっております。1,100円以上の割合を見ると、全産業に比べて電気はわずかではありますが低いように思われますが、しかし、時間額1,000円未満の割合をみると、調査対象の全産業では29.5%、4ページ第4表と5ページ第5表を見ていただくと分かりますがこれに対しまして、電気は26.4%、12ページ第10表と13ページ第11表を見てもらえればわかると思っておりますが、26.4%となっております。時間額1,000円以上の割合を見ますと電気が若干

高くなっています。

なお、資料27ページ第25表にある特性値の表の中位数のところを見ていただくと、調査産業計上の表では、1,133円に対して、電気下の表では1,120円となっており、この中位数を見ると電気の賃金分布は全産業と比べればわずかですが低くなっています。傾向としまして、1から9人のところが特に低くなっており、この表の右端の未満率も1から9人のところが特に高くなっている状況になっております。

続きまして、資料の28ページをご覧くださいますと、こちらは、第26表として「平均賃金額及び労働時間数」について、全体の調査産業計と電気の状況を表にしております。中の数字を見てみますと、月1人当たりの労働時間数は、対前年比プラスマイナス0%となっていますが、時間当たりの平均賃金額は、対前年比プラス9.7%となっております。

このような状況、傾向が資料から把握されますが、その他、青いインデックスナンバー3の終わりに参考資料3として「賃金分布表及び最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表」を付けておりますが、この表の基となります実数値、サンプル数につきましては、本日配付の資料の中に参考資料としてお配りしております。

詳細につきましては、現在、電気の特定最低賃金額は929円ですが、今回の調査において、その特定最低賃金を下回る、未満者のサンプル件数としては69人となっています。内訳としては、男性が10人、女性が59人、女性が圧倒的に多くなっています。年齢は10代から60代まで様々となっております。給与形態は、月給が23人、日給が1人、時間給が45人となっております。

なお、この基礎調査は、6月分賃金の調査を行っておりますので、6月は祝祭日もなく、他の月に比べて所定労働日数が多いために、月給者については、月給を単純に時間換算したため最賃割れとなってしまった方がある程度おられるのではないかと考えられます。時間給の未満者45人につきましては、すべて島根県最賃の904円ではありますので、おそらく特定最賃が適用になる事業場とは思っておられない可能性があります。基礎調査結果の説明については以上となります。

また、本日の会議資料としまして、赤のインデックスナンバー 2 に令和 5 年度における全国での電気関係の特定最賃改定状況をつけておりますので、審議のご参考としていただければと思います。以上で私からの説明を終わります。

【部会長】 前回の共通部分の説明も含めて、何か質問はありますか。

(「ありません。」)

【部会長】 事務局は、会議次第 3 の設定様式について説明してください。

【室長】 お配りしました資料ナンバー 1 に設定様式を入れておりますが、本日は設定様式の説明の前に形式の修正について説明させていただきます。

令和 6 年 4 月 1 日付けの日本標準産業分類の改定がございまして、産業分類の表記の変更に伴う修正になります。

該当箇所は、この様式の 2 項目目になります。少し長いですが、読んでいきますと「2 適用する使用者、前号の地域内で発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社、…」以下省略いたします。

今お読みした中に、カンマ「，」を付した箇所が 2 か所ございましたが、このカンマが読点「、」に変更されるというものでございます。

したがいまして、設定様式の意味合いでありますとか、内容そのものの変更はございませんので今後ご了承いただければと思います。

それでは、設定内容は昨年と同じ様式としてご確認の上、ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

【部会長】 設定様式についてご意見ををお願いします。事務局から提出のあった設定様式で確認してよろしいでしょうか。

【森脇委員】他の特定産業の方では申し上げたのですけれども、今年は時間的にも間に合わないの、来年度に繰り越しなんですけれども、労働者側から提案をしていただきたいことは、設定様式の3の適用する労働者の除外する業務で、3の(3)の「イ」清掃、片付け又は整理の業務と、「ロ」選別、検数、結束又は包装の業務、それから、「ハ」運転停止中の機械、器具その他の設備の掃除の業務、「ニ」手作業による運搬の業務、それから「ホ」も含めてなんですけれども、これが除外されているということで過去何年も経過しているのです。実際は普通のラインの中に組み込まれている話だと思っているんです。

このことは、労働者側の方から来年度の1回目の審議会の時に提案してもらって、これは除外すべきものではなく、普通の業務ではないかというところがあればご検討をいただいて、提案していただきたいと思っております。要は普通の社員さんが普通に行っている仕事ではないのかなと考えていますけれども、如何でしょうか。

【西尾委員】おっしゃるとおりだと思います。

【森脇委員】では、他の業種も同じように申し上げていますので、ご検討をいただきたいというふうに願っています。以上です。

【部会長】今の使用者側の提案について、労働者側が検討をしていただくということでよろしいでしょうか。

【西尾委員】はい。

【部会長】提案でよろしいでしょうか。

【指導官】 申出をいただくこととなります。

毎年の金額の申出と合わせて、設定様式の適用する労働者について申出をいただくこととなります。

【部会長】 以上のとおり確認いたします。よろしいでしょうか。

(「はい。」)

【部会長】 それでは、会議次第4の金額審議に入ります。申出されました労働者側委員から基本的な意見はいかがでしょうか。

【西尾委員】 それでは、お配りしていただきました疎明資料にしたがって説明をして行きたいと思えます。

今年度も電気産業にふさわしい賃金水準を導き出して行きたいと思っておりますので、是非、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

既に、電気以外は決着をしているというところで、自動車小売が1,000円に届いていませんが、あと電気もまだまだ届いていないところですので、何とか追随して参りたいということを思っていますけれども。今朝、山陰中央新報にも出ておりましたとおり中小企業からかなり悲鳴が出ているという話もございますし、この辺りを踏まえながら審議をさせていただきたいと思っております。

それでは、1ポツ目のところから説明をさせていただきますけれども、依然としてモノづくり離れという点が進んでおりまして、生産現場の人員確保が中々難しい状況になっているところです。下のグラフを見ていただくと分かると思えますけれども、2022年度で1,044万人ということでしたけれども、2023年は若干増加をしております1,055万人ということですのでございますけれども、依然として15.6パーセントということで、2002年からすると大体4、5ポイント下がってきているというところで、近年横ばいが続いているという状況でございます。

2 ページ目の上段になりますけれども、図の 2 のところがございますが、これが若年層の状況について表したグラフでありますけれども、2023 年については 259 万人というところで、24.5 パーセントとなっておりますし、図の 3 では、高齢者の状況をまとめていますけれども、2002 年からは増加傾向になっていましたけれども、2018 年、2019 年当たりから全産業に比べて横ばいになることが電気産業は早くて、モノづくり離れが高齢者の方にも進んでいるという状況になっております。

こうしたことを考えますと、若者にとってやはりモノづくりの魅力を高めていくためにも強力なインセンティブが必要であろうと考えますし、高齢者の方もこれから高齢化が進んで行くにつれて製造現場で働きやすい環境ということは当然作っていかねばなりませんし、生産性を上げるために高齢者の設備を導入とか、そういったことを含めながら生産性の向上を進めて行く必要があると考えております。

続いて 3 ページのところになりますけれども、生産年齢人口の減少により、人材獲得が難しくなっているというところで、これは金属産業のところで、自動車、鉄鋼、電機の雇用人員の動向についてまとめたものですが、図の 4 の一番左のところでは、金属産業の雇用人員の動向については、募集に対して 30 パーセントくらい足りていないというところであり、真ん中のグラフにつきましては、全産業ではほぼほぼ 100 パーセント足りているところが、金属産業では 200 パーセントくらい、倍くらい足りていないという状況になっていて、新規求職者の数もだんだん減ってきているところでありまして、モノづくりの全体の傾向も同様の形になってはいますけれども、金属産業が特に厳しいところであると考えております。

2 ポツのところですが、これも例年お示ししているグラフとかになりますけれども、県最賃との格差で人口の流出がこれだけ出ているということを示したグラフとして、別紙の A3 の紙の方に全体をまとめていますので後でご確認をいただきたいのですが、4 ページの表とグラフを見ていただきますと、島根県が図の 5 のところでいくと転出率が 28.6 パーセント、これ新規の学卒者の状況をまとめておりますけれども、28.6 パーセ

ントということで全国平均からすると転出率が少し大きくなっているというところで、九州が一番多いですけれども、北陸・信越の方は逆に8.1パーセントという10パーセントを切って低くなっているということです。

図の6は、それぞれの県の転出をまとめた状況ですけれども、長崎が令和5年は多かったと、一番転出率が高かったということでして、島根県は12位ということで全国12番目に転出率が多いというところですよ。

右側の方に令和4年の状況をまとめておりますけれども、熊本が1位になっていましたけれども、最近の半導体の誘致もあってかどうかというところもあるのですけれども、そのあたりで求人というか地元採用が増えて少なくなった可能性があるのではないかと考えております。

図の7は、島根県から県外に流出した地域ですね、どこが一番多かったのかということでございますけれども、これは昨年に引き続いて広島が一番多くて、大阪、東京というふうが続いている状況であります。

図の8については、県最賃と下は電気最賃の最低賃金のマップを示しておりますけれども、赤色が一番高いところで薄い青色が低いところとなっております、県最賃はある程度、高い地域と低い地域がはっきりしているのではないかと思いますのですが、電気最賃についてはまんべんなく高いところの地域が島根県の近隣でもありますし、先ほど転出率が少ない北陸の方は結構高いところがありまして、何で低いのかと思ったら地元との採用が多いとか、賃金が高い傾向にあるとか、官民で行っているところがあるようにも書いておりまして、そこら辺が影響しているのかというふうに思っております。

3ポツの具体的な要求といたしましては、本年度の県最賃が58円ということで962円でしたので、それを上回る賃金水準を目指したいと思っておりますし、他の県内の4業種が千円をほぼほぼ超えてきている中で、千円以上プラスアルファを目指したかったのですが、申し入れをしております労使協定の金額が千円という状況でございますので、我々としてはこの千円を目指して交渉をさせていただけたらと思っております。以上、ご質問がございましたらよろしくお願ひします。

【部会長】 労働者側から、その他の意見はございますでしょうか。

【本籐委員】新聞でも大きく取り上げられているというところで、近年にない取り上げ方をされております。地方の方でも賃上げというところで、先ほど言うておられましたけれども、中々、中小が多いところでは少し厳しいというところではございますけれども、色々こういった場で議論をさせていただいて、納得のいく方向性で今回はさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【多久和委員】私としまして、広島県は今、電気最賃を交渉しているところで、第2回が昨日終わったということで、まだ金額が決まっていないところでは、今のところで分かることはというと、新卒者の県外流出という意味では広島にかなり流出している現状があるというところから、ずっと、広島の金額を見ながら、そこと離されないような形で交渉したいと思っております。以上でございます。

【部会長】 つづきまして、使用者側委員から基本的な意見はどうでしょうか。

【森脇委員】 さっきはどうもありがとうございました。

今、お話の中に出ましたとおり、中小零細企業が多くて、例えば、今の労働局の資料の中で、業種の調査の対象となる30人以下の事業場が67パーセントを占めていると、要は7割くらいが零細企業であるというふうな数字の結果が出ているということであって、その中で、超零細というか1人から9人くらいの所の未満率が非常に高いということでもあります。

それから、他の部会の鉄鋼業とかはん用機械と比べても未満率が若干見劣りしているという、鉄鋼は別にしてもはん用機械と比較しても2ポイントくらい高いということもあって、非常に中小零細企業で頑張っているのですが、非常に厳しい状況を迎えているということが否めない状況ではないかと思っています。

特に、未満率が9.7パーセントということは、10人に1人が最低賃金以下という、理由は様々に考えられますけれども、9.7パーセントという数字からいうと10人に1人がこの最低賃金を下回っているというデータでは

ないかというふうに思っています、そういう中で、まず、最低賃金の未満率を解消することから始めていかなければならないというか、これの要因は様々あるにしても最低賃金の未満がということは、これは経営者の認識不足とか様々な要因があるかもしれませんが、それにしてもやはりきちんと対処しなければいけない話ではないかというふうに思っています。

それ以外に、ゼロゼロ融資の返済が既に始まっていて、まだ、これの未済、返済を開始していない所が結構ありまして、要は返せない、というところも多々散見されていまして、この業界においても、零細企業においても、ということもあって、非常に経営も厳しいということがあります。

恰好を組み立てる業界が多いので、普通のラインで一貫性で、一気通貫のラインを組んでいるような企業じゃないところがほとんどでして、恰好を組み立てる作業を行っている企業が多いと、賃金が上がって行って、生産性を上げましょうという話が中々通じない、生産性の向上が中々通じなくて、かつ、労働集約型の産業の典型的な例に陥っていると、要は生産性が上がっていないということも非常にこの業界で特徴的ではないのかというふうに言えると思っております。

もちろん、大手は生産性のために色々な投資を行うことも可能なんですけれども。それから、厚生労働省の方から業務改善助成金とか、そういう勧めもあるのですが、そういう加工・組立で経営をしていますと、中々、生産性向上の設備投資というものが出来ないというところもあって、やはり生産性が低いというところがあります。そういうところが非常に厳しいというふうに考えておりました、かつ、リードタイムも短縮が出来ていない。生産性が上がらないからリードタイムも短縮出来ないと、労働集約型だから当然リードタイムが短くならないというような話になって来ていますので、この辺も含めて非常に厳しいというのがこの業界ではないかというように考えております。

金額をご提示いただいたので、使用者側の方は賃金改定調査の第4表の③のBランク2.9パーセントアップで、計算しますと26円プラスのところでは対応したいというふうに考えております。以上です。

【内田委員】景気、経営環境のお話をしますと、現在、弊社は非常に広い産業分野に向けて電子製造機器の製造・販売をしております。

その中で、現在、本当に景気が良いという業界はインバウンドのホテル関係、これは、まだまだ改装であったり、建設があったりして物が動いています。

ところが、それ以外の業種で、厨房機械でありますとか、医療関係、理化学、あと輸送関係ですね、コロナの時に物が入らないということで安心在庫を持たれたものがまだかなりストックを持たれていて、そのストックが無くなるまでは新規の注文が出て来ない。

したがって、今期、下期については非常に低迷しております。ただ、過去にいただいているオーダーが若干ありますので、そういったところの生産で操業しているような状況で、決してイケイケどんどんという状況とは程遠い状況でございます。

今回の最賃の引き上げについては、原資があつてのことですので、やはり物価も上がっていて、たまにスーパーへ行くとびっくりするような値段になっておりますので、原資という会社を取り巻く景気の状態とその最賃のアップ率というものはバランスをさせたところで協議をさせていただきたいと思っています。以上です。

【尾添委員】私たちのような、下請け、孫請け、ひ孫請けみたいな所になりますと、非常に厳しいということは間違いなくて、政府とか何かでも生産性向上で助成金とか色々ありますけれども、結局、その辺の下請けに回ってくるのは中々機械化が出来ないから人手でやっている、人が絶対いるというものが下に回ってきて、どうしても生産性、合理化と言われるのですけれども生産性向上と、これ、中々、非常に難しいことが現実です。言われるようには中々ならないというところがあつて、どうしても人に頼らざるを得ない。そうすると、賃金が上がれば色々なものが圧迫されて非常に難しいです。

機械化とか色々提案はするのですが、中々、対応してもらえないというのが現実で、今のところどうしても何とかしないと、ということが現状です。

非常に厳しいですけれども、と言っても結局人手に頼る、イコール、人を集めないといけないとなると、最低賃金では人が集まらないので、結局、そ

こは矛盾するところがありまして、そこをどううまくするかということなので、そこは単体では基本的に無理だと思っていますので、官・民、色々と連携を取りながら、親会社にしても少しずつ負担をすとか、色々な良い方法を考えて、折り合いを付けてやっていくしかないのかなど、やはり一企業だけではなくて、島根県、中国地方、日本、これからグローバルとか考えますと、やはり上げない訳にはいかないですので、その辺の折り合いをどうつけるのかということになるのではないのかというふうに思います。以上です。

【部会長】 労使それぞれから基本的な意見と併せて金額提示をいただきました。

労働者側の意見を聞かれて使用者側から、また、使用者側の意見を聞かれて労働者側から、この場でお話することはありますか。

(「ないです。」)

【部会長】 それでは、この後は労使別室に分かれて、それぞれ個別にお話をさせていただくことにしたいと思います。

したがいまして、当部会はいったん休会とします。

(休会)

(再開)

【部会長】 それでは、会議を再開いたします。

労使それぞれ具体的な金額をいただき、当初労働者側が71円、使用者側が26円の引上げ額の提示でしたが、公労、公使会議において、労働者側から66円の再提示を、使用者側から41円の再提示があり、本日の段階では25円の開きがあります。次回会議で更に詰めたいということで、本日はここまでにします。

【部会長】 それでは、会議次第5、その他ですが、委員の皆様、何かございますか。

(「ないです。」)

【部会長】 事務局から何かありますか。

【室 長】 特にございません。

【部会長】 次回の第3回専門部会は、10月29日火曜日、午後1時からこちらの大会議室で開催の予定となっています。

できれば次回は結審に向けて審議をしていきたいと思いますが、全会一致で結審できるよう、労側・使側ともにご準備をお願いします。

次回専門部会は、公開とし、議事録も公開します。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には、専門部会運営規程第5条第1項但し書きにより、それ以降の会議は非公開とし、議事録も専門部会運営規程第6条2項により非公開、同条第3項により議事要旨を公開することとします。

それでは本日はこれで閉会します。ありがとうございました。